

## 平成 30 年度法令改正一覧

### 一般高圧ガス分抜粋・新規及び改正部分赤字

#### (1) 一般高圧ガス保安規則（平成 31 年 1 月 11 日公布・施行）

##### (販売業者等に係る技術上の基準)第四十条第一項の一(改訂)

法第二十条の六第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を備えること（圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に充填する圧縮水素を販売する場合を除く。）。

##### (販売主任者の選任等)第七十二条第一項(改訂)

法第二十八条第一項の経済産業省令で定める高圧ガスは、アセチレン、アルシン、アンモニア、塩素、クロルメチル、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、酸素（スクーバダイビング呼吸用のガスであつて、当該ガス中の酸素の容量が全容量の四十パーセント未満のものを除く。以下この条において同じ。）、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、ジシラン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ジボラン、水素（圧縮水素を燃料として使用する車両に固定された燃料装置用容器に充填する圧縮水素（以下この項において「車両用圧縮水素」という。）の販売に係る保安に関する業務の管理を適切に実施できる体制が整備されている圧縮水素スタンドにおいて販売される車両用圧縮水素を除く。以下この条において同じ。）、セレン化水素、ホスフィン、メタン、モノゲルマン及びモノシランとする。

#### 一般高圧ガス保安規則（平成31年1月11日公布・施行）

##### (定置式製造設備に係る技術上の基準) 第六条第十七号(改訂)

十七 塔（高圧ガス設備（貯槽を除く。）であつて、当該設備の最高位の正接線から最低位の正接線までの長さが五メートル以上のものをいう。以下この号において同じ。）、貯槽（貯蔵能力が三百立方メートル又は三トン以上のものに限る。以下この号において同じ。）及び配管（高圧ガス設備に係る地盤面上の配管（外径四十五ミリメートル以上のものに限る。）であつて、地震防災遮断弁（地震時及び地震後の地震災害の発生並びに拡大を防止するための遮断機能を有する弁をいう。以下この号において同じ。）で区切られた間の内容積が三立方メートル以上のもの又は塔槽類（塔及び貯槽をいう。）から地震防災遮断弁までの間のものをいう。）並びにこれらの支持構造物及び基礎（以下「耐震設計構造物」という。）は、経済産業大臣が定める耐震に関する性能を有すること。

##### (検査を要しない輸入高圧ガス) 第四十六条第二項四号(改訂)

四 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器内、国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器内又は国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器内における高圧ガスを輸入する場合

##### (危害予防規程の届出等) 第六十三条第二項第七号、第九項第一～七号、第十項(新設)

(平成30年11月14日公布・平成31年9月1日施行予定)

**第二項第七号** 大規模な地震に係る防災及び減災対策に関すること。

**第九項** 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第八条第一項の規定により津波浸水想定（同項に規定する「津波浸水想定」をいう。以下同じ。）が設定された

区域内にある事業所に係る法第二十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、第二項各号に掲げるもののほか、当該津波浸水想定に応じた次の各号に掲げる事項の細目とする。

**第九項第一号** 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第八条第一項の規定により津波浸水想定（同項に規定する「津波浸水想定」をいう。以下同じ。）が設定された区域内にある事業所に係る法第二十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、第二項各号に掲げるもののほか、当該津波浸水想定に応じた次の各号に掲げる事項の細目とする。

**第九項第二号** 津波に関する警報が発令された場合における作業の速やかな停止、設備の安全な停止並びに避難時間の確保に係る判断基準、手順及び権限に関すること。

**第九項第三号** 津波に関する防災に係る必要な教育、訓練及び広報に関すること。

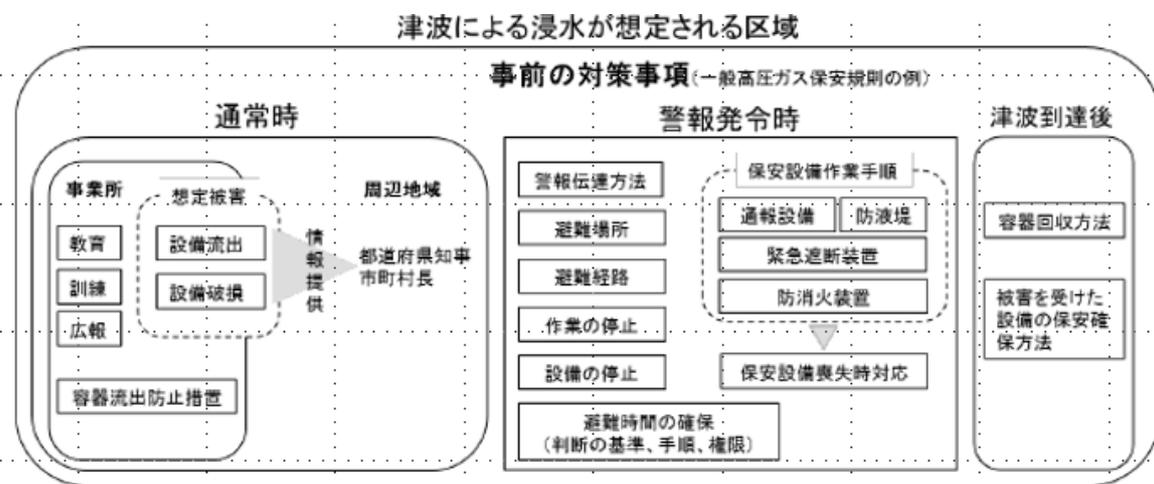
**第九項第四号** 津波による製造設備又は貯蔵設備の破損又は流出による事業所内及び周辺地域において想定される被害並びに当該被害該事業所の所在地における津波浸水想定が三メートルを超える場合に限る。）。

**第九項第五号** 充填容器等（高压ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器を除く。以下この号において同じ。）の事業所からの流出防止を図るための措置並びに流出した充填容器等の回収方針に関すること（当該事業所の所在地における津波浸水想定が一メートル（車両に固定した容器に係る事項にあつては、二メートル）を超える場合に限る。）。

**第九項第六号** 津波に関する警報が発令された場合における緊急遮断装置、防消火設備、通報設備、防液堤その他の保安に関する設備等の作業手順及び当該設備等の機能が喪失した場合における対応策に関すること。

**第九項第七号** 津波による被害を受けた製造施設の保安確保の方法に関すること。が及ぶと想定される地域を管轄する都道府県知事及び市町村長に対する当該被害の想定に係る情報提供に関すること

**第十項** 津波防災地域づくりに関する法律第八条第一項の規定による津波浸水想定の設定の際、当該想定が設定された区域内において高压ガスの製造を行う事業所を現に管理している第一種製造者は、当該設定があつた日から一年以内に、前項に規定する事項の細目について、法第二十六条第一項の規定により、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。



**(2) 高压ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)(新設)**  
**(平成 31 年 1 月 11 日公布・施行)**

1. 第72条第1項及び第2項において、販売主任者の選任が不要となる、「圧縮水素を燃料として使用する車両に固定された燃料装置用容器に充填する圧縮水素（以下この項において「車両用圧縮水素」という。）の販売に係る保安に関する業務の管理を適切に実施できる体制が整備されている圧縮水素スタンド」とは、以下の要件を満たすものをいう。

(1) 車両用圧縮水素の販売を行う圧縮水素スタンドにおいて、車両用圧縮水素に関する高圧ガスの製造を行う者が第一種製造者であること。

(2) 車両用圧縮水素に関する高圧ガスの製造を行う第一種製造者において、車両用圧縮水素の販売の保安に関する業務の実施を第一種製造者が実施し、その監督を保安統括者又は一般則第64条第2項第5号に規定する保安について監督する者（保安監督者）が行う体制が構築され、契約等に基づき担保されていること。なお、販売に関する保安上の責任は上記契約等が結ばれた場合においても、法第20条の4に基づく販売業者が最終的な責任を負うことには変わりがないので念のため。

(3)(2)に基づく体制が、当該第一種製造者が定め、都道府県知事又は指定都市の長に届け出た危害予防規程においても明記されていること。

### (3) 容器保安規則

(附属品検査の申請) 第十四条第一項（平成30年3月30日施行）（改訂）

(特別充填の許可申請) 第二十三条第一項（平成30年3月30日施行）（改訂）

内容積五百リットル以下の容器にあつては、上記2件の申請先を都道府県知事から指定都市の長に変更。

(容器検査所の登録の手続き) 第三十条第一項（平成30年3月30日施行）（改訂）

申請先を都道府県知事から指定都市にあつては指定都市の長に変更。

(4) 国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成31年1月2日施行）

第一条第四号のイ、第六号のイ、第七号のイ、第九号のイ、第二項第一号、第二十六条第三号及び第五号の二、第二十七条、第二十八条、第二十九条、第三十条、第四十三条、第五十一条第一号のイ、第五十四条第一号及び第二号、第五十六条第四号のイ及びロ、第五十八条の二、第五十九条第二号・第四号・第十一号・第十三号・第十五号・第十七号、第六十条第四号・第五号・第六号（改訂）

上記の条文中の「国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器」を「国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器」に変更

(国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器のガスの種類、圧力及び内容積) 第二十三条第一項三号（新設）

三 国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、内容積が二十三リットル以下であること

(登録容器製造業者が行う刻印等の方式) 第五十九条第一号の二（新設）

二 国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器 協定規則第百四十六号4.4.に定める同号の規定に適合している旨の記号

(登録附属品製造業者が行う刻印等の方式) 第六十条第一号の二（新設）

二 国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に装置する附属品協定規則第百四十

六号 4.4.に定める同号の規定に適合している旨の記号

**(品質管理の方法及び検査のための組織に係る試験) 第五十八条の二(新設)**

**(平成 30 年 11 月 30 日施行)**

二 規則第三十四条第二項の経済産業大臣が定める試験のうち、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器に係るものは、容器の型式ごとに行う協定期則第百三十四号9.3.に定める耐圧試験その他の試験とする。

**(5) 高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領(内規) (平成 30 年度 12 月 21 日 平成 31 年度 1 月 1 日施行)**

**(高圧ガス事故の定義見直し) (改訂)**

## 2. 事故の定義等

(1) 高圧ガスに係る事故等とは、高圧法の適用を受ける高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱、消費及び廃棄並びに容器の取扱（以下「製造等」という。）中に発生した事故等で、次に掲げるものをいう。ただし、高圧ガス法の法令違反がありその結果として、災害が発生した場合には、高圧ガスが存する部分に限らず「高圧ガスに係る事故等」として取り扱う。

①～②及び④～⑦ 変更なし

③ 噴出・漏えい（設備等において高圧ガスの噴出又は漏えいが生じたものをいう。以下同じ。）  
ただし、以下のいずれかの場合は除く。

1) 噴出・漏えいしたガスが**毒性ガス以外**のガスであって、噴出・漏洩の部位が締結部（フランジ式継手、ねじ込み式継手、フレア式継手又はホース継手）、開閉部（バルブ又はコック）**又は可動シール部**であり、噴出・漏えいの程度が微量（石けん水を塗布した場合、気泡が発生する程度）であつて、かつ、人的被害のない場合・

2) 変更なし